



図 11

わらないための挑戦を支えたい。

参考文献

- 1) 土田玲子. 感覚統合 Q&A. 東京:協同医書, 2013.
- 2) 末光 茂, 大塚 晃. 医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト. 東京:中央法規出版, 2017.
- 3) 鈴木康之, 舟橋満寿子. 重症心身障害児(者) の ケア アドバンス. 東京: インターメディカ, 2020.
- 4) 鈴木康之, 舟橋満寿子. 新生児医療から療育支援 へ. 東京: インターメディカ, 2019.

医療的ケア児とその家族の特性を捉えた相談支援について

遠山 裕湖 (宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」)

I. はじめに

昨今の日本では新生児医療の発展に伴い、新生児死亡率が世界で最も低くなった。同時に、これまで救命が困難だった子どもたちの命が救われ医療依存度が高い状態で在宅以降が進んでいる。

このように、救われた命が在宅生活に移行する時のことを高齢者支援と比較してみると、介護保険では何らかの疾患で入院をした場合、退院時にケアマネージャーによってその時の状態に合わせ在宅支援を調整する。しかし、これまで小児が医療依存度の高い状態で退院をする場合、このような在宅支援調整はほぼ皆無に近い状態であり、かろうじて医療連携室のソーシャルワーカーが訪問看護を調整する程度であった。適切な医療や福祉の支援をコーディネートする役割を担う存在がいなければ、在宅移行をした途端、生活の混乱が起こることが容易に想像できる。

自宅に帰ると、病棟看護師が3交代で実施していた 医療的ケアを含む全てのケアと、自宅での家事、そし て他の家族、特にきょうだいの子育てを、主に母親が 一手に引き受けることとなり、その負担の大きさは計 り知れない。

また、子どもの入院期間は年々短くなっており、病 状が安定すると退院になる。1歳前に退院が決まる ケースであると、月齢や疾患の状態像等から栄養注入 の1回量を増やせない為、1日6~7回の注入スケ ジュールのまま帰宅する。数時間おきの注入とその準 備や片付けに追われ、両親はほぼ睡眠時間が取れない 状況に陥る。医療者と在宅支援をする福祉の支援者が、 想定される子どもと家族の24時間を可視化し、生活 に沿ったケア内容であるか、本当に実施可能であるか を確認し、調整する必要がある。

現在,このコーディネーターの役割を担っているのが障害者相談支援専門員という存在である。しかし、多くの相談支援専門員は主たる資格が福祉職であるため、医療用語が飛び交う医療者とのやり取りの難しさを感じている実態がある。医療的ケアを要する子どもたちの相談支援は、医療・福祉・母子保健・保育、教育などさまざまな分野に関連し幅広い知識が必要である。また、子どもと家族の生活支援は児の発達に伴い短期的に変化をしていくために、非常に丁寧な働きかけが必要で、その複雑さから敬遠されがちになる。

本発表においては医療的ケア児とその家族に対する 支援に関する法律施行後の、相談支援専門員として関 272 小 児 保 健 研 究

障害児者相談支援の歴史的背景

2003年:支援費制度スタート(措置から契約へ)

2006年:障害者自立支援法スタート、<mark>障害者相談支援事業が法定化</mark> 2012年:障害者総合支援法スタート 相談支援の対象は大幅に拡大 2014年:**障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)** ヘ日本が批准・発効

2011 障害者基本法改正 2012: 障害者総合支援法 2013: 障害者差別解消法

※国内法は国際条約に反することができない為、権利条約に基づきサービス提供や支給決定本人のニーズに沿って行われることが改めて示された。2015年3月までに障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画の作成が義務付けられた。

相談支援専門員

図 12 障害者相談支援の歴史的背景

わった子どもと家族の支援の変化とその特性ついて報 告する。

Ⅱ. 障害児者相談支援の歴史的背景

障害がある方々の相談支援は、2003年にこれまで 措置制度であった支援施策が、サービスの選択を行う ことができる支援費制度という契約制度へ移行した。 その後、2006年の障害者自立支援法に移行した際に、 障害者の相談支援事業が法定化された(図 12)。

その後、障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行し、福祉サービスの利用においてはサービス等利用計画や障害児支援利用計画を相談支援専門員が作成することが義務付けられ、この時に相談支援の対象者は大幅に拡大した。

2014年に日本は国連の障害者権利条約へ批准・発効した。障害者権利条約は、障害者の権利の実現等について定める条約である。国際法批准にあたって、それまで不十分だった障害者に関する国内法の整備が必要であった。

2011年には障害者基本法の改正,2012年には障害者総合支援法,2013年には障害者差別解消法を整備してきた。これらの法整備がなされたことで,障害児者の差別を禁止することや,合理的配慮,そして,障害児者の社会参加,意思決定支援が改めて重視されるようになった。日々の生活に必要な支援を受ける際にも,本人のニーズに沿って支援が行われることが改めて示され,本人が望む生活とは何かを丁寧にアセスメントし,本質的なニーズを捉える為にサービス等利用計画の策定が義務付けられ,その計画は相談支援専門

員が実施することとなった。

医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律 と医療的ケア児支援センター

2000年には医療の高度化で医療的ケア児が増加し た。前述したように、医療的ケアを必要とする子ども が産まれると、家族は24時間子どもの命とケアに向 き合う生活となり、在宅生活移行後1か月もすると心 身ともに疲弊してしまう。5分おきにケアの必要性が ある子どもの母親は、ケアの合間を見て家事を行い、 気管切開をして人工呼吸器を使用している子どもの入 浴は、子どもを安全に入浴させるだけでなく機器の管 理もしなければならない。このような生活は緊張感が 高いだけではなく、子どもから離れることができない、 もしくは、子どもを連れて外出することが難しく、買 い物など当たり前の日常生活を営むことすらできず、 保護者のどちらかは休職を繰り返し、結果離職を選ば ざるを得なくなった。相談支援専門員は、家族の状態 や意見をよく聞き必要に応じて障害福祉サービスの利 用提案なども行うが、出生から在宅移行までの期間が 短期になり、身体障害者手帳や療育手帳等、福祉サー ビスの給付の根拠が交付になる前に退院となる。その 為、福祉的サービスの支給決定が難しい状況も散見さ れた。

自治体の中には、このような状況の家庭でも「子どもは保護者が育てるもの」という固定概念から子どもには居宅介護支援(ヘルパー)の支給をしない自治体もあった。

就学の時期には子どもや保護者が通学を望み、主治

第82巻 第3号. 2023 273

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童 (18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

支

措

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加 ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切
- な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ る社会の実現に寄与する

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 援

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
-)学校における医療的ケアその他の支援
- →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う

図 13 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律全体像

医が認めても、医療的ケアの内容によっては学校や教 育委員会より通学を認められず、訪問籍になることが 多かった。通学籍を強く望むと保護者の付き添いが求 められ、保護者は子どもが授業を受けている間ずっと 学校で待機をしなければならない状況が明るみになっ てきた。このように、現代において医療的ケアがある 子どもと家族の社会的孤立が大きな社会的課題となっ てきた。

2020年に超党派議員立法として「医療的ケア児支 援法」が起案された。翌年に「医療的ケア児およびそ の家族に対する支援に関する法律」(以下医療的ケア 児支援法)(図13)が成立した。

医療的ケア児支援法は、立法の目的として、医療的 ケア児の心身の状況等に応じた支援を受けられ、その 健やかな成長を図るとともに、保護者の離職の防止に 資することが明示された。また、安心して子どもを生 み育てることができる社会の実現に寄与するために、5 つの基本理念が掲げられた。そこには、医療的ケア児 とその家族の日常生活・社会生活を社会全体で切れ目 なく支え. 成長に伴い医療的ケアが必要ではなくなっ た後も配慮した支援を行う事、子どもと家族の意思の 尊重. 地域格差の是正が掲げられ. 国や地方公共団体. 学校の設置者、保育所の設置者に対してこれらの取り 組みを責務としたことは、医療的ケア児とその家族に 対する支援の大きな一歩となった。そして、これらの

支援措置として、各都道府県が医療的ケア児支援セン ターを設置できるとされた。

医療的ケア児支援センターは、直営若しくは委託で 実施することができ、主な役割としては、1、総合的・ 専門的な相談支援の実施, 2. 情報提供および研修の 実施、3. 関係機関等との連絡調整の実施、4. 調査・ 附帯業務とされている。地域の医療的ケア児支援のハ ブ機能を担う医療的ケア児支援センターは、役割を果 たしながら理念を実現するために、子ども達が戻る地 域に今あるリソースを串刺しにする連携作りと、まだ 不足しているリソースを開発するために人材育成を行 い、地域の強みを使いながら、どのように子どもと家 族を支えることができるのかを、市町村や圏域単位で 考えることができるよう支援すること(支援者支援) が大きな役割となる。

医療的ケア児新判定スコア基準の確立に向けて

時期を同じくして 2020 年には障害福祉サービス等 報酬における医療的ケア児の判定基準が確立した。こ れは、運動機能や知的機能に障害がない、いわゆる「重 症心身障害児ではない」医療ケア児に対する支援体制 が不十分であったことから、その課題を明らかにし、 適切な医療・福祉サービスが受けられるようにするた めの判定基準である。動ける医療的ケア児は、医療的 ケアだけではなく、常に胃管チューブを抜いたり、カ

274 小 児 保 健 研 究

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの利定スコア(医師用)

医療的ケア(診療の補助行為)		基本スコア		**	見守りスコア			見守リスコアの基準(日安)		
		日中	夜間	ភ	*	+	*	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り任の場合 (0点)
1 人工呼吸器(最マスク式補助機気法、ハイフローセラビー、開助的関圧吸入法、排放補助機管、高頻度施합補助機管を含む)の管理 は、排放補助機管、高頻度施합補助機管を含む)の管理 は人工可能器及び採留内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		0		10 A		_	0	自発呼吸がない等のために人工呼吸器核 去等の人工呼吸器トラブルに対して直ち に対応する必要がある場合(2点)	直らにではないがおおむね15分 以内に対応する必要がある場合 (1点)	てれ以外の場合
2 気管機関の管理 は1人工年級を支管機関の両方を持つ場合は、気管機関の具守リスコアを加慮しない。 し、(人工呼吸器10点+人工呼吸器更守り0-2点+気管機関8点)		0		8.01			0	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の様点
3 鼻帳頭エアウェイの管理		0		5.8	0			上気道教室が裏朝なためにエアウェイ接去に対して直らに対応する必要がある場合(1点)		てれ以外の機会
4 酸素療法		0	0	8.00	8.81		0	務素指与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がも たらされる場合(1点)		それ以外の場合
6 吸引(口鼻腔·気管内吸引)		(ė .	R/MI)		自発運動等により吸引の実施が困難な場	合(1点)	それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		0 0		3.8						
7 経管栄養	(1) 経島胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、 食遺瘍	(RA	0 0		0	白荒運動等により受獲管を接去する/機器させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		□ a#					白養運動等により注入ポンプを留す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、暗高血圧症治療薬、廃棄など)				8.5	0			自党運動等により中心静脈カテーテルを担当する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 度下注射 注)いずれかーフを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)			6.6		1		自発運動等により点下注射を安全に実施。	できない場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 特級皮下注射ポンプ使用			3.6				自発達散等により持続皮下注射ポンプを制	表する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
10 血糖病支(持続血糖疾支援による血糖病支を含む) (1) インスル特殊女子は対ポンプと持续血療対定器とが連動している場合は、血糖対定の項目を が成しない。				3.6		3	0	血糖選定とその後の対応が種田に必要に	なる可能性がある場合((点)	それ以外の場合
11 組織的な遺析(血液遺析、腹膜透析を含む)				0,8		1		自発運動等により選析カテーテルを拡去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 海屋 注]いずれかーフを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	0 0		5.8	_					
	(2) 持続的導尿(尿道蟹置カテーテル、膀胱像、腎 便、尿路ストーマ)			88)		自発運動等により持続的導尿力テーテルを	接去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
13 排便管理 注]いずれかーつを選択	(1) 消化管ストーマ			5.6)		自発運動等により消化管ストーマを抜去す	る可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 換價、洗腸			5.8	_					
	(3) 強腸			□ 3 <u>A</u>						
14 在撃時の 金削挿入、報引、改奏投与、進光神経刺激装置の作動等の端置 計画数から発行中の可定として上記場回行をがあり、直式機の1年以内に発作の性はがある。		0		3.8)	_	虚壁が10分以上重複する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が 高い場合(2点)		それ以外の場合
		(a)基本スコア合計 (M) (M)]	(5)見守りスコア会員		合計	(a)+b)神定スコア <日中>	(a)+(b)判定スコア <表際>	

図 14 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

ニューレを自己抜管しないように保護者は目が離せず、 保護者は在宅生活での子育でに不安を抱えていた。発 達支援の通所施設や、緊急時対応の短期入所施設にお いても、対応スキルと人員体制が必要で、それらが整 わないという理由から支援の受け入れが困難となって いる。

子どもが育って動けるようになることは保護者に とって喜ばしいことだが、その分、医療的ケアにおい ては高まるリスクもある。この新判定スコアでは、必 要な基本スコアに加えて見守り度の判定ができるよう になった。

子どもが産まれて、何らかの医療的ケアが必要になるとその時点で、主治医が医療的ケア児新判定スコアを用い、医療的ケア児であることを判定することができる。医療的ケア児新判定スコアは基本スコアとして14項目の医療的ケアを日中と夜間で分けてチェックができ、それに加えて見守りスコアが見守り度の高さによって0点から2点の加点となる(図14)。これらのスコアで医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する時に、どれくらい看護職員の配置が必要かを判断できるようになった。

これまで、医療的ケア児は退院後に市町村の保健師 訪問があり、そこから障害児認定を受ける為、在宅に 戻ってから障害福祉サービスや児童福祉サービスを受けられるまでかなり時間を要した。その間、母親のワンオペ育児になっていたが、これからは、この医療的ケア児判定スコアを用いることにより、医療的ケアが必要になった時点で認定を受けることができ、入院中から相談支援専門員や各地で育成されている医療的ケア児等コーディネーターが、退院前から在宅生活をイメージできるようサポートが行える。退院前に在宅支援者と顔を合わせができ、安心して移行できるようになったことはとても大きな変化となっている。

医療的ケア児の家族の特徴

医療的ケア児の家族は、子どもの状態や医療的ケアにかなりの労力を取られており、疲弊し、社会的にも孤立をしている。その為に家族の発達が阻害されていることが多い。

家族は、始めから家族になるのではなく、家族でさまざまな経験をし「家族」という集合体になっていくが、その過程の中で本来備わっているセルフケア機能

が何らかの理由で機能不全に陥っている時にこそ支援 ニーズが発生する。しかし、一方で、家族はセルフケ ア機能が発揮できない時期があっても、家族の中でさ まざまな体験をしていく中でそれを乗り越えられる力 をつけることがある¹⁾。

医療的ケア児の家族も、さまざまなライフイベントに向き合うとき、このセルフケア機能が十分に発揮できないこともある。このような時は、児だけではなく家族をアセスメントし、家族全体を支える仕組みが非常に重要だと考える。「医療的ケア児の子育ては大変だから負担を軽減する」のではなく、「医療的ケア児の子育ては大変だからこそ、親が子育てをすることができるように支援し負担を軽減する。」というスタンスで支援者は向き合う必要があるだろう。それこそが家族としてのレジリエンスを支え、育てることにつな家族としてのレジリエンスを支え、育てることにつながる。子どもも家族も、その育ちを支える基本は意思決定支援であり、意思決定ができる為のさまざまな体験や経験の機会を地域で作っていく事が、これからの医療的ケア児とその家族の支援になると考える。

¹⁾ 谷口由紀子. 総論. 厚生労働省 重症心身障害児 等支援者育成研修テキスト

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12 200000 Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/ 0000123633.pdf(最終アクセス 2023.2.10)

〈引用・参考文献〉

図 12

・ "医療的ケア児及びその家族に対する支援に関す

る法律".

https://www.mhlw.go.jp/content/000801674.pdf (最終アクセス 2023.2.10)

図 13

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室. "医療的ケア児支援センター等の状況について".

https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000995 726.pdf (最終アクセス 2023.2.10)

・田村 正徳. 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究.

https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27277(最終アクセス 2023.2.10)

図 14

·厚生労働省社会 · 援護局障害保健福祉部障害福祉 課.

令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等 デイサービス)の取扱い等について.

https://www.mhlw.go.jp/content/000763142.pdf (最終アクセス 2023.2.10)

本シンポジウム座長:

余谷暢之(国立成育医療研究センター 総合診療部 緩和ケア科)

河俣あゆみ(三重大学医学部附属病院 小児・AYA がんトータルケアセンター)